

概要版

第2次 瑞浪市人権施策推進指針

後期

令和8年度～令和12年度



基本理念

市民一人ひとりの人権が尊重される社会を目指して

市民一人ひとりが人権について正しく理解することで、他者の人権も尊重し、共存していくことの重要性を啓発していくとともに、差別の根底にある偏見をなくす教育活動を推進することで、身近な生活の場から深く感じ、広く考える力を養い、市民一人ひとりの人権が尊重される社会の実現を目指します。

令和8年3月
瑞浪市

1 | 指針改定の趣旨

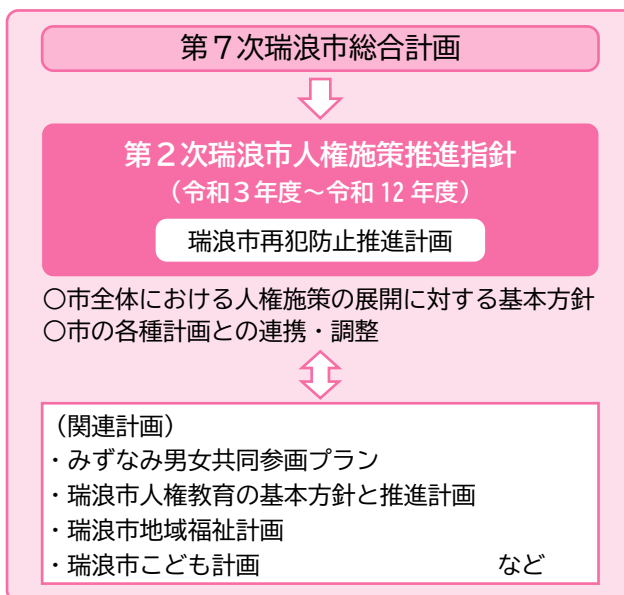
近年の人権問題をめぐる状況は、多様化・複雑化が進んでおり、一人ひとりの不断の努力によって、人権が尊重される社会を築くことが重要になります。

このような背景から、令和3（2021）年3月には、社会情勢等の変化や「人権に関する市民意識調査」の結果等を踏まえた「第2次瑞浪市人権施策推進指針（令和3年度～令和12年度）」を策定しました。

今回、令和7（2025）年度をもって、第2次指針の前期5年が終了することから、策定以降の社会情勢等の変化や、令和6（2024）年度に実施した最新の「人権に関する市民意識調査」の結果等を踏まえた中間見直しを行い、「第2次瑞浪市人権施策推進指針（後期）」を策定します。

2 | 指針の位置づけ

本指針は、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」第5条に規定されている地方公共団体の責務に基づいています。策定にあたっては、国の「人権教育・啓発に関する基本計画」や「岐阜県人権施策推進指針 第四次改訂」、人権に関する諸法令の他、「第7次瑞浪市総合計画」等の市の関係計画との整合性を図りながら、関係団体や関係機関と連携し、施策を推進します。また、再犯防止推進法第8条第1項に基づく地方再犯防止推進計画として、「瑞浪市再犯防止推進計画」を位置付けます。



3 | 指針の期間

本指針の推進期間は、令和3（2021）年度から令和12（2030）年度までの10年間です。今回、計画策定から5年を経過したことから、社会情勢等の変化や目標の達成状況等を踏まえ見直しを行いました。

														(年度)
平成28 (2016)	平成29 (2017)	平成30 (2018)	平成31 令和1 (2019)	令和2 (2020)	令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)	令和6 (2024)	令和7 (2025)	令和8 (2026)	令和9 (2027)	令和10 (2028)	令和11 (2029)	令和12 (2030)
瑞浪市人権施策推進指針 平成23年度～令和2年度					第2次瑞浪市人権施策推進指針 令和3年度～令和12年度									
瑞浪市人権施策推進行動計画(後期) 平成28年度～令和2年度									中間 見直し	第2次瑞浪市人権施策推進指針(後期) 令和8年度～令和12年度				

4 | 人権施策の推進

(1) 人権教育

市民一人ひとりの人権が尊重される社会を実現するためには、「人を大切にすること」や「命を尊ぶ心」を育むことが人権教育の根幹であり、自分を大切にするとともに、相手を尊重する思いやりや共感力を育てることが必要です。そのためには、学校、家庭、地域などあらゆる場を通して、身近な生活の場から深く感じ、広く考える力を養う人権教育を行うことが重要です。

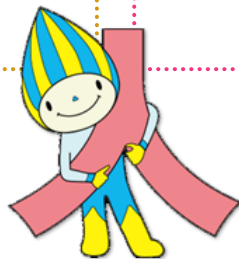
市民一人ひとりが、人権を尊重した生き方の基礎を培い、日常の暮らしの中で豊かな人間関係を築き、かけがえない命と命が“生き合う”よう、学校教育、社会教育において推進していきます。

(2) 人権啓発

人権啓発とは、人権尊重の理念を普及させ、理解を深めることを目的として行われる研修、情報提供、広報活動等を指します。

それぞれの発達段階に応じ、人権意識を高め、その重要性を正しく認識するためには一方通行的な情報発信だけでなく、住民同士の対話や共感を重視した「参加型・体験型」の啓発活動が求められます。

市民一人ひとりの人権が尊重される社会の実現に向け、様々な人権啓発事業の開催や、市広報等を活用した啓発活動などを通じ、今後も継続的な人権啓発を粘り強く実施していきます。



(3) 相談体制

予期しない偏見や差別等の人権侵害に直面した人や、問題を抱え悩んでいる人には、適切な対応、支援が重要です。

相談者が迅速かつ適切な対応を受けられるよう、多様化・複雑化する人権課題に対応できる相談・支援体制の充実を図ります。また、ドメスティック・バイオレンス（DV）や児童虐待、インターネットによる誹謗中傷や各種ハラスメント等、多様化・複雑化する人権課題に対応できるよう、国・県、その他関係機関との連携に努めます。

相談窓口については、市民が必要に応じて相談できるよう、広く周知を図ります。

(4) 推進体制

本市は、人権尊重を行政運営の基本として認識し、人権施策の推進に取り組みます。

また、市の人権施策の推進が広範な取り組みとして展開されるよう、国及び岐阜県と連携・協力を図るとともに、関係団体と一体となって取り組みを進めます。

一方、人権教育や啓発活動に関する施策の企画、立案から実施に際しては、様々な人権問題の解決に取り組んでいる各種団体等と連携や協力を図りながら推進します。

また、新たな人権課題や社会情勢の変化にも柔軟に対応できるよう、必要に応じて本指針の見直しを行い、時代に即した人権施策を進めていきます。

5 | 分野別の施策

共通項目

「ともしよく生き合う」地域社会を
目指しましょう

- 人権侵害の未然防止のための啓発活動
- 「よく生き合う力」を育む人権教育・啓発活動の推進
- 市民相談体制の充実
- 人権啓発リーダーの養成
- 情報の収集・提供の推進
- 関係機関等との連携



子ども

子どもの健やかな成長を社会で
見守りましょう

- 人権教育・子どもの健全育成の推進
- 児童虐待防止への取り組み
- 家庭や地域社会での青少年健全育成
- 子育てにやさしいまちづくりの推進
- 子ども・若者が安心して成長できる環境の推進
- 子ども・若者の意見の収集
- すべての子ども・若者へ必要な保健・医療、支援の充実
- 困難な状況にある子ども・若者の保護・支援

女性

男女共同参画社会の実現を
目指しましょう

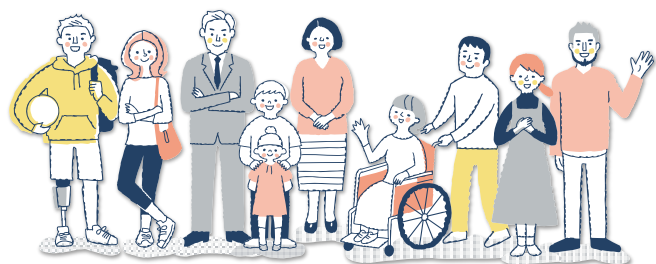
- 男女の人権を尊重する意識の向上
- 男女共同参画による地域活動の推進
- 配偶者・パートナーに対するあらゆる暴力の防止及び困難な問題を抱える女性への支援
- 働きやすい環境づくりの推進



高齢者

いつまでも生き生きと暮らせる
社会を目指しましょう

- 自立・生きがいづくりへの支援
- 年齢にとらわれず活躍できる社会の構築
- 福祉・介護サービスの充実
- 安心して暮らせる生活環境の整備
- 高齢者にやさしいまちづくりの推進
- 高齢者虐待の防止、早期発見、早期対応の推進
- 成年後見制度の適切な運用



障がい者

自立を支援し、支え合いましょう

- 理解と交流の促進
- 地域生活への支援の充実
- 雇用・就労の支援と社会参加の促進
- 障がい者の家族への支援
- 障がい者にやさしいまちづくりの推進
- 障がい者への虐待防止、早期発見、早期対応の推進
- 成年後見制度の適切な運用



外国人

多文化共生社会の実現を目指しましょう

- 国際理解・交流の推進
- 外国人児童生徒への教育体制の充実
- 外国人への生活支援の充実



インターネットによる人権侵害

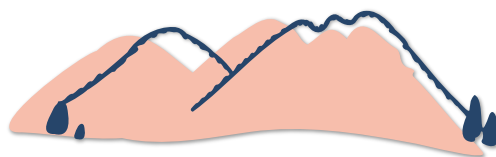
情報モラルやルールを守りましょう

- インターネットによる人権侵害防止の啓発と対応
- 情報リテラシーの育成

部落差別（同和問題）

部落差別（同和問題）への理解と認識を深めましょう

- 部落差別（同和問題）の正しい理解と対応
- 雇用の安定向上
- 啓発の推進



感染症患者

病気に対し偏見を持たず、理解と支援に努めましょう

- 偏見や差別の解消



性的指向、性自認を理由とする偏見・差別を受ける人

性の多様性について理解を深めましょう

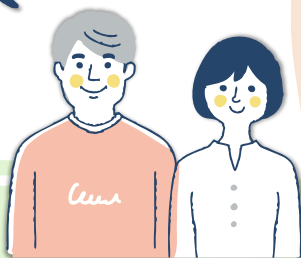
- 人権教育・啓発の推進
- 支援体制の充実



犯罪被害者等

犯罪被害者とその家族のプライバシーへの配慮を心がけましょう

- 犯罪被害者等が安心して暮らすことができる相談・支援の提供
- 犯罪被害者等を支える社会の形成



その他

理解を深め、思いやりの心を持ちましょう

- 労働者の人権問題
- アイヌの人々に対する人権問題
- ホームレスに関する人権問題
- 北朝鮮による拉致問題
- 人身取引に関する人権問題

刑を終えて出所した人 (再犯防止推進計画)

更生した人たちに対する誤解や偏見をなくしましょう

- 更生保護に携わる団体などの支援
- 広報・啓発活動の推進
- 就労支援・住居の確保
- 高齢者または障がい者への支援



災害時

災害時、プライバシーや人権に配慮し、思いやりを持ち行動しましょう

- 災害時の人権問題





一人で悩まずご相談ください
各種相談窓口のご案内

分野	名称・機関	場所	電話番号	受付日時等
全般	みんなの人権110番	多治見市大平町5-33 岐阜地方法務局多治見支局	0570-003-110 (全国共通)	月～金 8:30～17:15
	日本司法支援センター 法テラス	可児市広見5-152 サン・ノーブルビレッジ・ ヒロミ101 (法テラス可児)	050-3383-0005	月～金 9:00～17:00
	県民生活相談センター	岐阜市藪田南5-14-53 OKBふれあい会館	058-277-1001	月～金 8:30～17:00
	岐阜県警察安全相談室	岐阜市藪田南2-1-1 岐阜県警察本部	058-272-9110	毎日24時間 (全国共通ダイヤルは 「#9110」)
	市民相談室 (瑞浪市市民協働課)	瑞浪市上平町1-1 瑞浪市役所	0572-68-9748	月～金 8:30～17:15
	人権こまりごと相談 (人権擁護委員)	瑞浪市上平町1-1 瑞浪市役所	0572-68-9748	毎月第3木曜日 13:30～16:00
女性	岐阜県女性相談センター 配偶者暴力相談支援センター	—	058-213-2131	月～金 9:00～18:00
女性 子ども	瑞浪市子ども家庭課 (児童・ひとり親・DV相談)	瑞浪市上平町1-1 瑞浪市役所	0572-68-9210	月～金 9:00～17:00
子ども	岐阜県東濃子ども相談 センター	多治見市上野町5-68-1 東濃西部総合庁舎	0572-23-1111	月～金 8:30～17:15 対象：18歳未満の 児童、保護者
	24時間虐待通報ダイヤル (岐阜県東濃子ども相談 センター)	多治見市上野町5-68-1 東濃西部総合庁舎	0572-23-1226	毎日24時間 (児童相談所虐待対応 ダイヤルは「189」)
	教育支援センター 教育相談室 (瑞浪市教育委員会)	瑞浪市土岐町400-1 瑞浪市教育支援センター	0572-67-3338	火・木 13:00～16:00
	瑞浪市子ども発達 支援センターぽけっと	瑞浪市寺河戸町1149-1	0572-44-8177	月～金 8:30～17:15 対象：18歳未満の 児童、保護者
犯罪 被害者	ぎふ犯罪被害者支援 センター	岐阜市藪田南5-14-12 シンクタンク庁舎	0120-968-783 058-268-8700	月～金 10:00～16:00
	ぎふ性暴力被害者 支援センター	岐阜市藪田南5-14-12 シンクタンク庁舎	058-215-8349	毎日24時間
	岐阜県警ストーカー 相談110番	岐阜市藪田南2-1-1 岐阜県警察本部	0120-794-310	月～金 9:00～16:00
労働者	多治見総合労働相談	多治見市音羽町5-39-1 多治見労働総合庁舎	0572-88-8001	月～金 8:30～17:15

※ 相談日は、祝日・年末年始等により、休みの場合があります。事前確認の上、お出かけください。

普段の暮らしの中での取り組み

- 差別や人権侵害を「見て見ぬふり」せず、気づいたときに声を上げる勇気を持ち、未然防止に努めましょう。
- 育児や介護など、家庭での役割を性別にかかわらず分かち合い、支え合う意識を持ちましょう。
- 地域の子どもたちに積極的にあいさつや声かけを行い、地域全体で子どもを見守る雰囲気をつくりましょう。
- 高齢者が安心して生活できるよう、移動手段や買い物支援、見守り活動など地域全体での支え合いを広げましょう。
- 障がい者の自立や社会参加を応援し、自己決定・自己選択を尊重する姿勢を大切にしましょう。
- 部落差別（同和問題）の歴史的背景や政策の経緯をしっかり学び、特に若い世代へ正しく伝えることに努めましょう。
- 外国人の生活に役立つわかりやすい情報提供や相談窓口の周知に協力しましょう。
- 感染症患者や元患者、その家族、医療従事者に対して偏見や差別を持たず、人として尊重し理解と支援に努めましょう。
- インターネットの特性やそこに潜む人権侵害の危険性について正しく理解し、ルールやモラルを守って、節度ある利用を心がけましょう。
- 性的指向や性自認などの違いを含め、あらゆる人の多様性を認め合い、互いに思いやりをもって共に暮らしていきましょう。
- 刑を終えて出所した人が、地域の一員として安心して暮らせるよう、過去にとらわれず、これまでと同じように接するよう心がけましょう。
- 犯罪被害者やその家族の人権を尊重し、プライバシーへの配慮を心がけ、安易な憶測や誤った情報の拡散をしないよう努めましょう。
- 災害時にお互いに支え合えるよう、日頃から近隣との関係づくりに努めましょう。
- 自分自身の健康や家族との時間を大切にしながら、ワーク・ライフ・バランスを意識して生活しましょう。



自分にできる取り組みを書いてみましょう



第2次瑞浪市人権施策推進指針（後期）【概要版】

令和8（2026）年3月

発行・編集：瑞浪市みずなみ未来部 市民協働課

TEL：0572-68-9756（直通）

〒509-6195 瑞浪市上平町1丁目1番地

FAX：0572-68-2132